

はかりの定期検査 受検の皆様へ

宮 城 県

取引・証明に使用する「はかり」は、検定証印（図1）、または基準適合証印（図2）が刻印されていることが必要です。

「家庭用」（図3）や「取引・証明外用」と記されている「はかり」は、取引・証明には使用できません。

正しい「はかり」を使用することで、お店の信用及び利益を守ることになります。

図1 ○
検定証印図2 ○
基準適合証印図3 ×
家庭用の印

項 目	内 容
はかりの定期検査	(1) 計量法第19条に基づいて行われる検査で、取引・証明に使用する「はかり」を、知事が日時・場所を指定して行う検査です。 必ず受検してください。 (2) 市町村ごとに、2年に1回の実施です。
定期検査を受けなければならない「はかり」 （取引・証明に該当するもの）	以下の目的のために使用するはかり ・ 商店、会社、工場等で商品・製品を計量し、重さを表示して販売・出荷 ・ 農協、漁協等が生産者から出荷されたものを計量し、重さを表示して販売 ・ 生産者が農協、漁協等に出荷したもので、農協、漁協で再計量しない場合 ・ 農産物直売所、行商、農家の庭先等で商品を計量し、重さを表示して販売 ・ 病院、学校、幼稚園、保育所等で健康診断で体重を計量し、受診者へ通知 ・ 宅配便等で配送料金を算定するために計量 ・ 重量で加工賃を算定するために計量 等
定期検査を受ける必要のない「はかり」 （取引・証明に該当しないもの）	以下の目的のために使用するはかり ・ 浴場、旅館にて体重を計量 ・ 飲食店の盛付、調理用に計量 ・ 製パン業の生地取り用に計量 ・ 事前に郵便物の料金を確認するために計量 等
定期検査が免除される「はかり」	・ 適正計量管理事業所の指定を受けている事業所で使用するはかり ・ 計量証明事業者が計量証明に使用するはかり 等
定期検査を受けない場合の罰則	計量法第173条により、50万円以下の罰金に処せられます。
不合格になった計量器をそのまま使用した場合の罰則	計量法第172条により、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科となります。

様式3-1、様式3-2、様式4に関する不明な点は、宮城県計量検定所にお問い合わせください。
それ以外の不明な点は、市役所又は町村役場の担当課にお問い合わせください。

宮城県計量検定所
〒982-0011 仙台市太白区長町七丁目22-23
電話 : 022-247-1641 FAX : 022-249-4372
メールアドレス : keiryok@pref.miyagi.lg.jp

その他	ひょう量が500kgを超えるはかりは集合検査ではなく、計量検定所への持込検査又は定期検査に代わる計量士による検査の受検となります。 市役所又は町村役場の担当課にご連絡ください。
-----	---